

介護老人保健施設杏園
介護老人保健施設運営規程

(施設の目的)

第1条 医療法人佐藤医院が開設する介護老人保健施設杏園（以下「施設」という。）が行う介護老人保健施設の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にあり、居宅における生活に支障が生じた高齢者（以下「入所者」という。）に対し、入所者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようになるとともに、入所者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設は、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をすることにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようになるとともに、入所者の居宅における生活への復帰を目指すものとする。

2 介護保健施設サービスの実施に当たっては、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 介護保健施設サービスの実施に当たっては、明るく家庭的な雰囲気を有し、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるとともに、地域及び家族との結びつきを重視した運営を行うものとする。

4 前項のほか、「新潟県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成27年3月31日新潟県条例第17号）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(施設の名称及び所在地)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 介護老人保健施設杏園

(2) 所在地 新潟県村上市猿沢 2222 番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する従業者（以下「従業者」という。）の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

職種	員数	職務内容
管理者	1人	従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される介護老人保健施設の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。
医師	2人以上	入所者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行うとともに、施設の衛生管理等の指導を行う。

支援相談員	2人以上	入所者及びその家族からの相談に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
看護職員	12人以上	医師の診療補助及び医師の指示による入所者の看護、施設の衛生管理等の業務を行う。
介護職員	29人以上	入所者の介護、自立的な日常生活を営むための支援等の業務を行う。
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	2人以上	医師等と共同してリハビリテーション実施計画を作成するとともに、当該計画に従いリハビリテーションを行う。
栄養士又は管理栄養士	1人以上	入所者の栄養や心身の状況及び嗜好を考慮した献立及び栄養指導を行うとともに、食品衛生法に定める衛生管理を行う。
介護支援専門員	1人以上	入所者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。

2 前項に定めるもののほか、施設の運営上、必要な従業者を置くものとする。

(入所定員)

第5条 施設の入所者の定員は 120 人とする。ただし、施設入所者数と短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）による入所者数を合わせて 120 人を超えることは出来ないものとする。

(介護保健施設サービスの内容)

第6条 介護保健施設サービスの内容は、居宅における生活への復帰を目指し、入所者に関わるあらゆる職種の従業者の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、入所者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理とし、介護保健施設サービスの提供に当たっては次の点に留意するものとする。

- (1) 介護保健施設サービスの提供に当たっては、入所者の要介護状態の軽減又は悪化防止に資するよう、入所者の心身の状況等を踏まえて、入所者の療養を妥当適切に行うものとする。
- (2) 介護保健施設サービスの提供に当たっては、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
- (3) 介護保健施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、従業者は入所者及びその家族に対して、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明しなければならない。
- (4) 介護保健施設サービスの提供に当たっては、施設は、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わないものとする。なお、緊急かつやむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- (5) 施設は、自らその提供する介護保健施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(介護老人保健施設の利用料等)

第7条 介護老人保健施設の利用料は、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）」に定める額とし、施設が法定代理受領サービスを提供する場合には、入所者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

2 施設は、前項の利用料の他、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができる。

	項目	金額 (円)	備考
1	居住費（多床室）※	650	一日につき（負担限度額認定：第4段階の利用者）
2	居住費（個室）※	1,728	一日につき（負担限度額認定：第4段階の利用者）
3	特別な室料（個室）	1,500	一日につき（消費税別）
4	特別な室料（二階・二人室）	700	一日につき（消費税別）
5	特別な室料（三階・二人室）	500	一日につき（消費税別）
6	食費	1,545	一日につき（負担限度額認定：第4段階の利用者）
7	日常生活品費	130	一日につき
8	教養娯楽費	100	一日につき
9	電気器具使用料	60	電気器具1品あたり一日につき（消費税別）
10	衣類洗濯（下洗い）	300	洗濯一回につき
11	衣類洗濯（機械洗）	300	洗濯一回につき
12	衣類洗濯（手洗い）	600	洗濯機で洗濯が出来ない素材の衣類：洗濯一回につき
13	衣類洗濯（乾燥）	300	洗濯物乾燥一回につき
14	理容料	3,000	一回につき（カット、洗髪、顔剃り）
		2,600	一回につき（カット、洗髪）
		2,600	一回につき（カット、顔剃り）
		2,300	一回につき（カットのみ）
15	インフルエンザ予防接種	1,650	65歳以上の利用者の一回目接種 (65歳未満で市町村が認めた利用者の一回目接種)
		4,000	65歳以上の利用者の二回目接種 65歳未満の利用者の一回目接種および二回目の接種
16	新型コロナ感染症予防接種	8,000	65歳以上の利用者 60歳以上65歳未満の利用者で市町村が認めた利用者
		15,000	上記外の利用者
17	診断書料（用紙が指定されている場合）	3,000	用紙の指定のあるもの（消費税別）

18	診断書料（用紙が指定されていない場合）	2,000	用紙の指定のないもの。用紙の指定があっても記載内容が複雑でないもの。（消費税別）
19	証明書料（診断書以外）	500	おむつ使用証明書、受領証明書等（領収書再発行を含む）（消費税別）
20	交通費（送迎費用・片道）	600	通常の事業の実施地域を越える場合の送迎費用（消費税別）
21	電話料金	実費	東日本電信電話株式会社（N T T）の料金に準じる

※ 負担限度額認定証の交付を受けている利用者の居住費及び食費の額は負担限度額認定証に記載された限度額の額とする。

3 第1項及び第2項の費用の徴収に当たっては、あらかじめ入所者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。

ただし、第2項第1号から第4号の費用についての説明及び同意は、文書により行うものとし、当該各号の額を変更するときは、あらかじめ、その変更について入所者又はその家族に対して、文書により説明し同意を得るものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第8条 入所者は、次の各号に掲げる事項について遵守しなければならない。

- (1) 入所者は、施設内において政治活動又は宗教活動を行ってはならない。
- (2) 入所者は、施設に危険物を持ち込んではならない。
- (3) 入所者が外出するときは、あらかじめ外出届を提出し、管理者又は責任者の承認を得なければならない。
- (4) 入所者の所持金その他貴重品については、自己管理を原則とする。ただし、入所者の心身の状況等により、入所者又はその家族からの申出により、管理者が責任を持って管理することができる。

2 前項第4号の規定により、管理者が、入所者の所持金その他貴重品を保管することとなった場合、管理者は、善良な管理者の注意義務をもって保管しなければならない。

（緊急時の対応）

第9条 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

（非常災害対策）

第10条 施設は、非常災害に関する具体的な対応計画を定めるものとする。

2 管理者又は防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練を地域の消防署の協力を得た上で、年2回以上実施するなど、入所者の安全に対して万全の備えを行うものとする。

（業務継続計画の策定）

第 11 条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第 12 条 施設は、入所者の使用する施設、食器その他の設備、食材及び飲用に供する水等について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。

また、医薬品及び医療用具の管理についても、適正な管理を行わなければならない。

2 施設は、施設内において感染症が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講じなければならない。

(1) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 3 ヶ月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 施設において、従業者に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。

（事故発生時の対応）

第 13 条 施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は、当該入所者の家族及び市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない。

3 施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（虐待の防止のための措置）

第 14 条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない。

(1) 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 施設における虐待防止のための指針を整備する。

(3) 施設において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。

(4) (1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 施設は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めるものとする。

（身体的拘束等の禁止）

第 15 条 施設は、サービスの提供に当たっては、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとする。

2 施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

3 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じなければならない。

(1) 施設における身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 施設における身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 施設において、従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（苦情処理等）

第 16 条 施設は、提供した介護保健施設サービスに対する入所者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、その窓口を設置するものとする。

2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 施設は、介護保険法の規定により市町村等から文書の提出等を求められた場合は、速やかに協力をし、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。

4 施設は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

（秘密保持）

第 17 条 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、入所者との契約終了後も同様とする。

2 前項に定める秘密保持義務は、従業者の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。

3 施設は、サービス担当者会議等で入所者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得ておかなければならぬ。

（地域との連携）

第 18 条 施設は、地域住民又はボランティア団体等との連携及び協力をを行い、地域との交流に努めるものとする。

（従業者の研修）

第 19 条 施設は、従業者の資質向上を図るための研究又は研修の機会を設け、適切かつ効率的に介護保健施設サービスを提供できるよう、従業者の勤務体制を整備するものとする。

2 施設は、次の各号に定める研修を実施するものとする。

(1) 採用時研修：採用後 1 ヶ月以内に実施

(2) 継続研修：年 1 回以上

3 施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 施設は、必要と認める場合は、前2項に掲げる研修のほかに、研修を実施することができる。

（記録の整備）

第20条 施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 施設サービス計画
- (2) 居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録
- (3) 提供した具体的サービス内容等の記録
- (4) 身体拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由の記録
- (5) 入所者に関する市町村への通知に係る記録
- (6) 苦情の内容等に関する記録
- (7) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録

2 施設は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備し、その終了した日から5年間保存するものとする。

附 則

この運営規程は2024年10月1日から施行する。

附 則

この運営規程は2025年10月1日から施行する。